

委員会提案

美濃加茂市議会  
第1回臨時会議案

令和4年10月20日

目 次

ページ

|          |                   |   |
|----------|-------------------|---|
| 議第 5 6 号 | 予算決算特別委員会の設置について  | 1 |
| 議第 5 7 号 | 新庁舎建設特別委員会の設置について | 2 |
| 議第 5 8 号 | 議会改革特別委員会の設置について  | 3 |

議第56号

予算決算特別委員会の設置について

上記の議案を次のとおり美濃加茂市議会会議規則（昭和51年美濃加茂市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

令和4年10月20日提出

議会運営委員会委員長 森 弓 子

美濃加茂市議会議長 渡 辺 孝 男 様

予算決算特別委員会の設置について  
次のとおり予算決算特別委員会を設置する。

記

- 1 名 称 予算決算特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第1項及び美濃加茂市議会委員会条例（昭和51年美濃加茂市条例第20号）第5条
- 3 付議事件 1) 各会計における当初予算審査  
2) 各会計における決算審査  
3) 議会による事業評価の実施及び執行部への提言  
4) 審査結果及び提言に対する予算反映の検証
- 4 委員の定数 16人以内
- 5 調査の期間 設置の日から本件に関する審査が終了するまでとし、議会の閉会中も継続して調査を行うものとする。

議第57号

新庁舎建設特別委員会の設置について

上記の議案を次のとおり美濃加茂市議会会議規則（昭和51年美濃加茂市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

令和4年10月20日提出

議会運営委員会委員長 森 弓 子

美濃加茂市議会議長 渡 辺 孝 男 様

新庁舎建設特別委員会の設置について  
次のとおり新庁舎建設特別委員会を設置する。

記

- 1 名 称 新庁舎建設特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第1項及び美濃加茂市議会委員会条例（昭和51年美濃加茂市条例第20号）第5条
- 3 付議事件
  - 1) 現庁舎の現状
  - 2) 新庁舎の機能
  - 3) 新庁舎建設の時期
  - 4) 新庁舎の位置と周辺対策
  - 5) 新庁舎にかかる経費
  - 6) その他新庁舎建設に関すること
- 4 委員の定数 16人以内
- 5 調査の期間 設置の日から本件に関する審査が終了するまでとし、議会の閉会中も継続して調査を行うものとする。

議第58号

議会改革特別委員会の設置について

上記の議案を次のとおり美濃加茂市議会会議規則（昭和51年美濃加茂市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

令和4年10月20日提出

議会運営委員会委員長 森 弓 子

美濃加茂市議会議長 渡 辺 孝 男 様

議会改革特別委員会の設置について  
次のとおり議会改革特別委員会を設置する。

記

- 1 名 称 議会改革特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第1項及び美濃加茂市議会委員会条例（昭和51年美濃加茂市条例第20号）第5条
- 3 付議事件 1) 議会改革の推進に関する事項  
2) その他議会の活性化に関する事項
- 4 委員の定数 8人
- 5 調査の期間 設置の日から本件に関する審査が終了するまでとし、議会の閉会中も継続して調査を行うものとする。



*Walkable City*  
*Minokamo*